

業務継続計画（BCP）について

青森県 健康医療福祉部 高齢福祉保険課

● B C Pとは

Business • • • 業務
Continuity • • • 繼続
Plan • • • 計画

→**業務継続計画**と呼ばれる。

- 不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない**ための方針・体制・手順を示した計画。

令和6年4月1日から策定は**義務**です！

● B C Pの重要性

災害が発生した場合・・・

- ・周囲の状況

- 「建物設備の損壊」「インフラの停止」「人手不足」

→利用者へのサービス提供が困難となる可能性が高い

- ・利用者

- 日常生活・健康管理、生命維持の大部分を介護施設等の
提供するサービスに依存

→利用者の生活・健康・生命の支障に直結

★他の業種よりも介護施設等はサービス提供の維持・継続の必要性が高い。

● B C Pの特徴

【業務継続計画】

1. 感染症対策

- 感染症全般（流行性感染症を含む）
- 人への健康被害
- 感染拡大予防

2. 自然災害対策

- 地震、津波、大雪、風水害等
- 施設・設備、インフラへの被害
- 地域的、局所的

どのようにB C Pに盛り込むの？

BCPの内容について①

【感染症発症時の業務継続計画】

1. 平時からの備え

- ・体制構築、整備
- ・感染症防止に向けた取組の実施
- ・備蓄品の確保等

2. 感染が疑われる人の発生

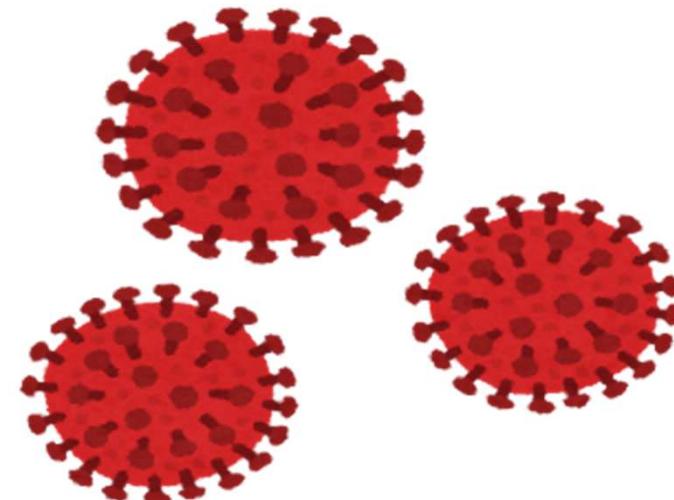
- ・感染対策フローの確立

3. 初動体制

- ・第一報
- ・感染対策フローへの移行

4. 感染拡大防止体制の確立

- ・感染拡大防止対策の実施
- ・関係者との情報共有等



● B C Pの具体的な内容について②

【自然災害に係る業務継続計画】

1. 体制の構築

- ▶ ハザードマップを確認（浸水想定区域の把握）
- ▶ 自治体公表の被災想定を整理

2. 平時からの備え

- ▶ 建物、設備の安全対策
- ▶ ライフラインが停止した場合の対策
- ▶ 必要品の備蓄など

3. 緊急時の対応

- ▶ BCP発動基準
- ▶ 対応体制等

4. 他施設及び地域との連携

- ▶ 体制の構築（他施設との連携）
- ▶ 被災時の職員派遣（地域との連携）



● BCPの策定について

BCP様式、 様式解説集は、 以下の場所に掲載しています。

(青森県HP)

介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）

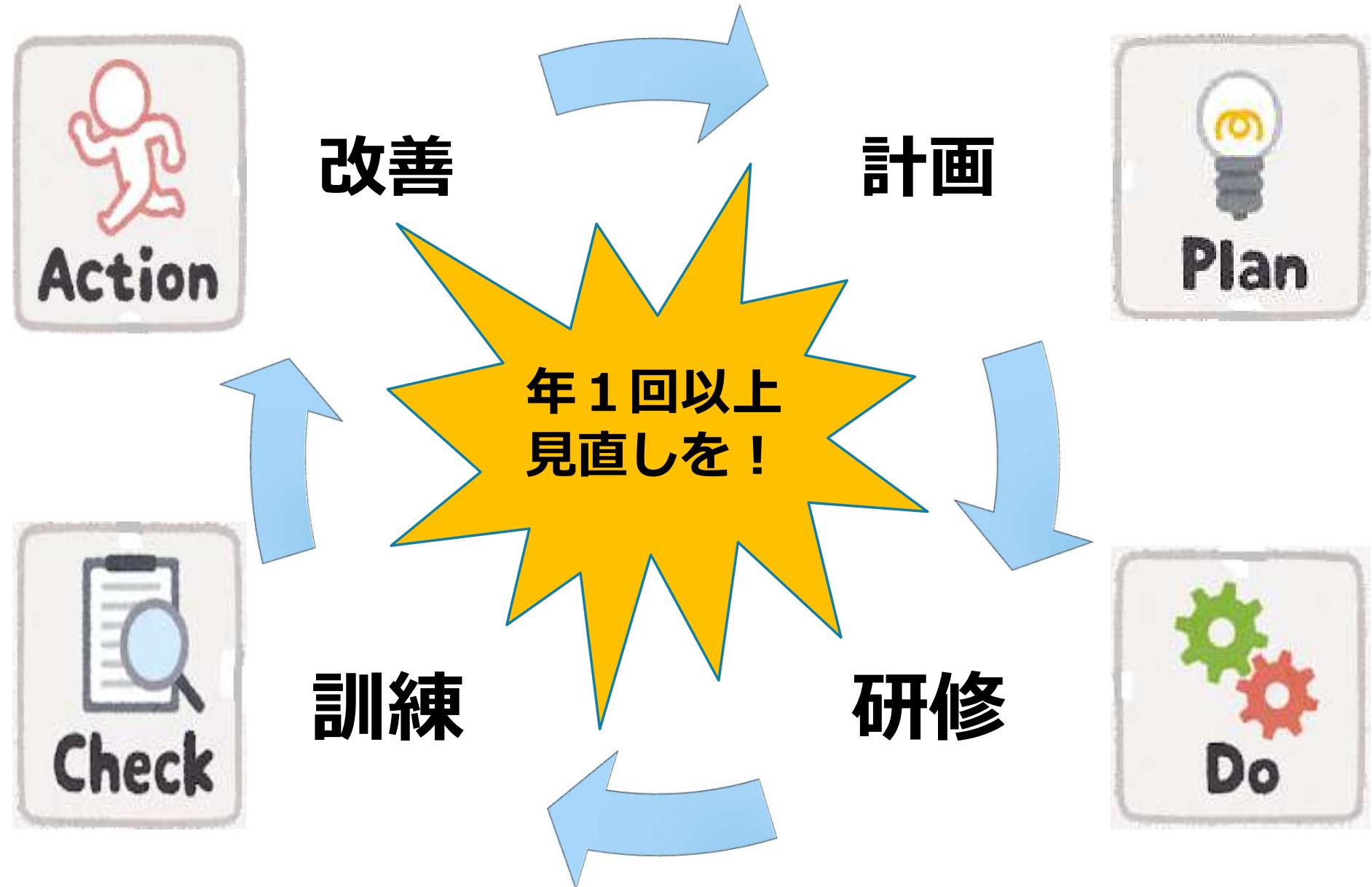
(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo_bcp.html)

感染症対応 模式1 推進体制の構成メンバー

施設・事業所の状況に合わせて、「新たな対策委員会」等の体制を整え、対策本部の体制を構築する。

担当者名／部署名	対策本部における職務（権限・役割）	
	対策本部長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部組織の統括 ・緊急対応に関する意思決定
	事務局長	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部長のリポート ・対策本部の運営実務の統括 ・関係各部署への指示
	事務局メンバー	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局長のリポート ・関係各部署との窓口
	関係部署（　　）	

● B C Pの策定後



●まとめ

BCPは、

- ・要配慮者の多い介護施設では、様々な災害を想定した対策が必要
- ・計画は①感染症災害と②自然災害の二本柱
- ・計画→研修→訓練→改善… の繰り返し

災害はいつ起きるか分からない。
平時から、事前の計画・行動を！